

# 翻刻・秋田市八橋日吉八幡神社祭礼帳

嶋田忠一

はじめに

近年の、近世都市研究のたかまりのなかで、とりわけ祭礼に関する分野は着実な成果をあげているように思われる。

それらに比し、佐竹氏入国以来の都市である久保田城下の研究は、ようやくその緒についた感を抱くものである。とくに外町関係の翻刻資料は、これまででないほどの充実をみ、新たな情報の提供源ともなっている。このことは、いかに基礎的作業が大事であるかをものがたっている。そうした状況にある今日、本翻刻は、祭礼という特殊な事例の儀礼的側面をうかがうにすぎないが、久保田城下の都市機能にはたした祭礼の役割如何、を問うための基礎的作業として若干の意義を感じる次第である。

ところで、日吉八幡神社は、日吉山王と石清水八幡を勧請し、あわせ祀ったのが始まりとされている。そうした由来を『矢橋日吉八幡宮御由来略傳』(昭和四年、三浦匠三著)は次のように記す。

…略：天喜年間源の義家安倍の頼時を誅す乱平くの時二男宗任義家に従ひ京都に入り止りて源家の臣となる保元平治の乱に敗れ近江の国日枝の山に入り修験者となり其後奥羽に下り如何一族の爲め子孫をして再興を慮ると雖も微力成す不能秋田郡新城笹岡村に居を定め近江の日枝に座す大神及八幡宮を勧請す日吉山延命寺無量寿院と号す修験寺を開基す是を神社の起元とす其後正和年間新城の館主宿願成就に付き元享二年新に日吉宮を笹岡に御造営せらる…略：

こののち、応永二年には新城五十丁の地に初度の御遷座、天正十七年

には飯島に、寛永二年には矢橋村淀狐森に、寛文二年には現社地と都合四度の遷座を経、そのつど、この地方を治めた領主達によって篤く尊崇されてきたことが知られている。特に佐竹氏入国以降は、秋田城下外町の総鎮守として栄えることとなったのである。

さて、こうした古い歴史をほこる日吉八幡神社の祭礼は、年兩度にわたり行なわれてきた。日吉山王の縁日である旧暦四月の中の申の日と、八幡宮にちなむ旧暦八月十五日である。そして、ことに山王社の祭礼は「統人」行事であることに特色があるといえよう。この統人行事の初発は、前掲書の『略傳』に拠れば

文祿三年四月港の城主実季の宿願に依り初めて神輿を飯嶋村より穀丁村に渡幸し給ふ是れ当社御神輿の始にして飯嶋より今日に至る迄神輿の人夫出役の義務絶えぬ所以なり此年秋八月土崎港へ神輿の渡幸と共に始めて統を定められ平野屋甚内なる者相勤む此れ統人の起源とす然るに三百年後の明治に至り此の盛儀を廃止せられたるは実に千歳の恨事なり…

とある。この平野屋甚内以降の統人は、『御統人控』に書き上げられ、本翻刻資料一綴の内、四十丁のオモテから六十四丁のウラに至るまで(明治七年まで)、三三九名を数える。この統人は、「総町の中富有のもの三人」の中から、札引きによって選出されるもので、一年兩度の祭礼はもちろん、それに至るまでのこまこまとした儀礼・作法を滞りなく行なう、神への奉仕者としての意味をもっている。つまり一年間の、神供・饗応・神幸供奉などの経費を負担する役目を負っていたのである。このため、藩では統人に対して、「沖出来

「無役」の取り扱いをしているのである。また、本祭の「申の日」の神輿渡御に際しては、藩から騎馬武者が出されるなど公的な援助なくしては存続できない祭礼でもあったのである。いずれにせよ、山王祭礼が華やかさや勇壮さのうえで他に例を見ないものであったろうことは容易に想像される。『秋田風俗絵巻（荻津勝孝―延享三年）文化六年一筆』や『八幡宮山王宮御祭礼供練板付』などに、その一端を垣間見ることができよう。そして、例えば「三市六街綺羅を飾る。見物の老若貴賤遠近より集まる。山棚、屋車、遼物の類人目を頼す。夜中翌日までくねる」と表現されたのである。かくも盛大なる祭礼の全貌を知ることが容易なことではあるまいが、本翻刻がひとつの素材ともなれば幸いである。

## 解題

**底本** 県立秋田図書館蔵本『山王八幡神社御祭禮之帳』（A―七六一〇）を底本とした。

**書写年代** 本書には序跋ないものの、識語（六四丁裏）に拠れば、昭和十三年四月九日に八幡神社社務所より原本を拝借し写したものであるという。そして、筆者は茶町扇ノ丁の三浦畑四郎である。なお、八幡社の原本は、他の機会にも書写されたようである。そのような一書が、同じ県立図書館に所蔵されていて、『山王宮 勤統録』と題し、その六七丁裏に当たるところには「一九五五年秋田市大町一丁目十三番地 高堂善吉」の写しとったものであると記している。

**構成** 本書は、「御頭渡次第」（一丁表）・「覚」（一丁裏二丁表）・「山王御道具覚」（二丁裏）・「御祭禮之御統當内外入用之事」（三丁表から三六丁裏まで）・「定」（三七丁表から三九丁表まで）・「御統人控」（四〇丁表から六四丁裏まで）から成っている。

る。本翻刻は、「御統人控」を除く、三九丁分である。なお本書名を『山王八幡社祭禮之帳』とはいふものの主たる要素は、「御祭禮之御統當内外入用之事」といってよいであろう。この「内外入用之事」はさらに三部に分かたれ、「當馬神分」「本馬神分」「古馬神分」から成っている。前述『勤統録』に拠れば、「當馬・本馬神分」の原本書写が寛文八年（一六六八）、「古馬神分」が寛永十九年（一六四二年）となっているが、今回は八幡社蔵の原本にあたっていないため認めがたいところである。いずれにせよ、昭和にはいつからの書写ということが相当意義深いものであったろうと推測される。『勤統録』の高堂善吉氏の言がそのことを物語っている。「右條目の掟は毎年御統當りの者に口上を以て申し付け口外等は一切禁じ文書も公開せざりしも民俗考の研究に資する為茲に写し置くものなり」と

## 凡例

一、本文と校異

1・本書の本文は、県立図書館本を底本とし、でき得る限り忠実に翻刻することにした。

2・校合には、同図書館本『勤統録』を用いたが、その校異の全ては記さず、本文の誤脱判定にのみ利用した。

二、校訂の方針

1・本文はでき得る限り底本のままとし、句読点は加えなかった。

2・意が通じない場合に限り、※印を付し、校異を示した。

3・漢字の字体も原則として底本のとおりに表記した。但し、正字体と甚しく異なるものは、正字体を（ ）で施した。

4・仮名の変体は通行の字体に改めた。

5・振漢字や振仮名の位置は底本のとおりにした。

翻刻

(表紙)

山王八幡神社御祭禮之帳

茶町扇之丁

三浦畑四郎

一のオ

御祭禮之御頭渡酒壺具取着にて

社参仕其以後神官之方へ從当神<sup>レ</sup>馬一

礼之時先達在之同神主神母へ禮儀有

此時も先達在之但本馬神之持參無之

候并從当馬神内儀も神主神母候礼

儀有其刻本神<sup>レ</sup>馬從内儀酒錫壺

對持参にて先達在之

此帳之筆者樫尾瀬兵衛

一のウ

覚

一山王当振舞二汁五菜引物共ニ吸物也

通酒之看壺通菓子壺色相定の事

一棕遣之候事神官部新当之者親類

川口渡り豊嶋渡り船越渡り新城之内式ケ

所此外は無用ニ可致候別相違於有之ハ

其当人不届ニ可申附候事

寛文八年

二のオ

申四月廿三日  
右公儀様より被仰付候

二のウ

山王御道具覚

一長柄鏡 式本

一數鎗 拾本

一鉄砲 拾挺

一弓 拾張

一塗笠 三拾

一少刀拵有袋共壺腰祭禮時神主刺之

右六色當人每年次第二渡

三のオ

一御祭禮之御統當内外入用之事

一新孤仁枚棗へき式枚二七つ

一へき三十枚程吸物にて酒有同取着

一御指鉢御宮へ送申時上指ニ花米すこし  
小蠟燭仁丁酒壺具

一御宮へ社人衆之迎馬拾疋也

一下向之以後初穂錢拾参文花米壺  
酒壺具神主所へ

三のウ

一銚子式本

一さけ壺具

一昆布仁ほん

一羽鱈式連

神主所へ  
但本馬神先達也  
神母所へも同前

一次日同

- 一 さげ壺具
  - 一 詰茶百目
  - 一 昆布式ほん
  - 一 羽鯡仁連
- 同所へ  
但馬神内儀より  
本馬神内儀先達也  
 神主へも同前

四のオ

一 四月廿八日注連切

- 一 御幣束壺本長サ八尺程
  - 一 糸繩ニ尋程すけ少但此三色ハ以来ハ不入
  - 一 厚紙拾枚塵置壺帖
  - 一 初尾錢拾參文
  - 一 はなよね壺升
  - 一 毎月廿八日之注連切以後之同前但魚類振廻有
  - 一 長床ニて小食あり惣菓子二種下向之刻  
取肴にて酒あり
  - 一 小蠟燭式丁
  - 一 宮下さげ壺具
  - 一 初穂錢拾參文
  - 一 毎月朔日之社參以後も同前也
- 神主所へ

四のウ

一 同二日注連切

- 一 ちり置一帖初穂錢十三文花米壺升
  - 一 八月祭礼
  - 一 霜月神楽
  - 一 来四月祭礼之注連切如此同前也
- 神主計振廻有

一同初申

五のオ

- 一 五はん壺※
- 一 大豆一蕎麦一小豆一粟一小麦何も少宛
- 一 塵置壺束小蠟燭式丁
- 一 初穂錢三十三文花米壺升
- 一 酒壺具胡爪積式本
- 一 毎月初申如此也但五穀五飯ハ不入

一同四日宮籠

五のウ

- 一 小はん拾五枚ためかめ二つ小蠟燭二丁
  - 一 神主神父長次郎ニ差物三つ
  - 一 神母ワかこ衆ニ差物五つ
  - 一 上敷廿枚枕式拾ヶ
  - 一 長床にて夕食名長あり
  - 一 五日之朝長床にての振舞毎月朔日参同事
  - 一 右之通り御籠く以後も同前なり
  - 一 両社へ霽朝ニ粽八把
  - 一 社人谷子衆へ粽五つす多壺把宛引
  - 一 菖蒲蓬入
  - 一 木ひさけ仁つ但此提ハ来年四月祭迄遣
  - 一 籠りの神楽錢百三十三文
  - 一 はなよね壺升
  - 一 宮下りさげ壺具
  - 一 長式本しな繩式筋薬五把程
  - 一 あつかみ一帳ちりをき壺束
- 神主所へ

一同五日

- 一 御幣木三本濱真砂も入
- 一 棗遍起三枚ニ七つ
- 一 御酒造錫子壺對盃も入

- 一 柱行器の初穂錢百文花米二升
- 一 のつとう錢百文はなよね二升
- 一 初尾百四文
- 一 八花米八升

同所へ

六のオ

- 一 社人衆へ粽すくり振舞あり
- 一 同帰り即刻すいものにて酒あり

- 一 神楽錢百三十三文花米一升

神母所へ

一同

- 一 御榊牛王柳赭取申所へ酒壺具粽二把宛送
- 一 酒壺具粽仁把宛

下之者所へ

一次日精進下

- 一 さけ式具
- 一 何にても着廿
- 一 さけ壺具
- 一 何にても着十

神主所へ

神母所へ

六のウ

一六月初日社参

- 一 兩社氷餅四枚但社人衆へ少宛

- 一 銀二匁肩衣之代
- 一 さけ壺具

一七月拾日盆礼

- 一 詰茶百目
- 一 ちり置壺束
- 一 初穂錢三十三文
- 一 はな米一升
- 一 しほ一升
- 一 羽鯉二連昆布仁ほん

神主所へ

七のオ

- 一 銀子四兩<sup>びん</sup>八帶之代
- 一 酒壺具羽鯉式連
- 一 塩一升昆布式本
- 一 詰茶百目
- 一 ちり置壺束

一同

- 一 初尾錢三十三文花米一升

同御獅子入

- 一 棗遍起式枚ニ七つ酒錫子壺對
- 一 あつ紙五枚ちり置五帖
- 一 麻糸五結扇式本
- 一 初穂錢百三十三文花米一升
- 一 振舞あり但社人衆本馬神計

神主所へ

七のウ

- 一 砂茶碗ニ仏供さけ錫子壺對
- 一 しときへき二枚ニ七つ
- 一 あつ紙五枚塵置壺束
- 一 麻糸五結扇式本
- 一 八月初卯御獅子入

一同八日十三日注連切

### 神主計振廻

- 一 初尾銭花米毎月同前
- 一 初尾銭二百文花米二升折敷二枚ニ
- 一 神主神父母御子衆へ差物貸
- 一 振舞あり社人衆神母御子衆本馬神夫婦共ニ

### 右初穂花米神主所へ

但十三日ニハ地り置壺束入

八のオ

一 あつかみ七拾五枚

一 御幣束拾五本

一 地りをき式束

一 同壺束是は御うしかきの注連紙也

### 神主所へ

一 神楽銭百三十三文

一 はなよね壺升

一 次日宮下り酒壺具

### 同所へ

八のウ

一 内にて振舞あり

一 鏡一面櫛一具油桶一ツ油入テ但此三色ハ返り申候

一 紅粉一皿ふしかね少々鳥の子二枚

一 白粉壺箱

一同拾五日御祭礼

一同

### 御子衆へ出

- 一 針五本絹糸拾筋白糸式結
- 一 白袋たひ絹の緒添テ三尺内壺足ハ神父母内儀へ
- 一 鳥の子壺枚白粉二箱
- 一 紅粉二皿
- 一 油箱一つ櫛添テ

九のオ

一 神主神父ニちいさ刀太刀も入

一 社人衆之差物

一 神母若子衆之差物

一 ぬり木履

一 きやはん右之下ハ返り申候

一 水踏波甘口也 つるんすも入

但ほともニ

一 御輿御迎之時棒食籠ニ酒肴

一同

九のウ

一 銀二匁

一 酒壺具

一 のつとう銭百文

一 はなよね二升

一 棒食籠ニ酒肴

一 折壺合遣残積直して

一同酒壺具添テ

一同御旅所

### 神主所へ

### 下之者之方へ

但草履持参の時

十のオ

一同

一拾六日精進下

一同

十のウ

一次日為礼

一九月九日精進下

一同

十一のオ

一霜月宮籠

一神楽銭百三十三文花米一升

神母所へ

一さげ耆具

松太夫所へ

一さげ式具

一何にても着廿

神主所へ

一さげ耆具

一何にても着拾

神母所へ

一さげ耆具宛

神主  
神母

同所へ

一さげ式具

一何にても着廿

神主所へ

一さげ耆具

一何にても着拾

神母所へ

一神楽銭百三十三文

一花米一升

一次回宮下酒一升

神主所へ

一次日

十一のウ

一同御神楽

十二のオ

一同

一赤飯  
一酒銚子耆對宛

神主神母同所へ

一注連繩棚板耆蠟燭手燭二立

一しときへ二枚二七つ

一せきはん二膳

一酒錫子耆對片々ニハ水片々ニハ酒盃四つ

一酒錫子耆對包昆布同耆對昆布式本

一さしいろり一ツ釜兼輪ともニ

一刀四腰

一赤飯二櫃

此赤飯座中へ標時人数程  
へき成候をしき成とも入

一御幣木式本長五尺式分幣串拾本長三尺

一御幣紙ちりをき式束

一ふち高足付にて二膳菓子七種入て

一釜統之初尾銭六十六文

一神楽初之初穂百三十三文花米一升

一のつとう銭百文花米二升

一初穂銭百四文八つ花米八升

一銀十二匁神楽銭の代

一はなよね五升

一御座二枚塩引式尺まな板式枚

神主所へ

十二のウ

- 一 酒まけ桶二つ足付て杓子式本
- 一 神送の初穂百三十三文
- 一 振舞あり

一次日精進下

- 一 さげ二具
- 一 肴鱈二つ
- 一 さげ一具
- 一 肴鱈一つ

神主所へ

神主所へ

一極月拾三日市礼

- 一 酒一具羽鯡二連
- 一 塩引一尺昆布二本
- 一 銀二両片衣の代
- 一 つめの茶百目
- 一 ちりをき一束塩一升
- 一 初穂錢三拾三文花米一升

神主所へ

十三のオ

- 一 さげ一具羽鯡二れん
- 一 塩引一尺昆布二本
- 一 銀四匁但帶之代
- 一 詰茶百目
- 一 ちり置一束塩一升
- 一 初穂錢三十三文花米一升

一同

- 一 さげ一具

一同廿七日歳暮

- 一 肴鱈一つ
- 一 さげ一具
- 一 肴鱈一つ

同所へ

十三のウ

- 一 晦日宮籠
- 一 門松六本同弓弦葉少々
- 一 両社へ越餅香朝ニ八枚包昆布弓弦葉ユヅリハ
- 一 社人若子衆へ餅三つ宛標五つ宛引く
- 一 雑煮あり酒度々あり香朝同前也

一正月朔日

- 一 菓子梅干酒茶あり
- 一 御幣紙塵置五帖同幣串も入る
- 一 のつとう錢百文花米二升
- 一 初穂錢百四文花米八升
- 一 宮をりさげ一具

神主所へ

十四のオ

- 一 神楽錢百三十三文
- 一 はなよね一升

神母所へ

一同

- 一 さげ一具
- 一 鱈二つ
- 一 羽鯡二連
- 一 昆布二本

神主所へ

一同二日為礼

- 一 さげ一具
- 一 鱈二つ
- 一 羽鯡二連
- 一 昆布二本

神母所へ

十四のウ

- 一 両社へ香朝ニ越餅八枚昆布包テ松弓弦葉共
- 一 牛王前へ越餅二枚小餅十但霄計
- 一 社人衆餅三つ宛五つ宛引朝同前也
- 一 神母若子衆へも同前也

一同四日

- 一 籠の神楽錢百三十三文
- 一 はなよね一升
- 一 宮下酒杓具

神主所へ

十五のオ

- 一 さげ式具
- 一 たら仁ツ
- 一 さげ杓具
- 一 たら一ツ

同所へ

神母所へ

一同為礼

- 一 酒杓具羽鯡式連
- 一 詰茶百目昆布式本但シ内儀之持参也

同所へ

- 一 酒杓具羽鯡二連
- 一 詰茶百目昆布二本

神主所へ

右二同前

十五のウ  
二月晦日

- 一 草餅三拾宛
- 一 酒錫子杓對宛

神主  
神母  
同前

三月朔高注連替

是ハ内々ニて入用

- 一 あつかみ杓帖塵紙杓束
- 一 長木式本濱真砂
- 一 御酒造錫子杓對盃も入
- 一 しな縄式筋藁少々
- 一 漆へき式枚二七つ
- 一 御幣木式本

十六のオ

- 一 宮下向之後神主神父へ差物持を貸
- 一 神母若子衆へも同前也
- 一 のつとう錢百文花米二升
- 一 初尾百四文八花米八升
- 一 柱行器初尾百文花米二升
- 一 神楽過座敷にて社人衆へ草餅三つ宛

神主所へ

- 一 神母若子衆へも同前なり次ニ振舞あり
- 一 神楽錢百三十三文
- 一 はなよね一升

神母所へ

一同

十六のウ

一同二日宮籠

一同三日

一同精進下

十七のオ

一 四月朔日注連替

一 兩社へ香朝草餅四拾

一 社人衆へ香朝草餅三つ宛標五ツ宛引

一 神母若子衆へも同前なり

一 籠り神楽錢百三十三文

一 はなよね一升

一 宮をりさけ一具

神主所へ

一 さけ二具

一 何にても看廿

一 さけ一具

一 何にても看拾

同所へ

神母所へ

一 高注連前の入用三月朔日同前也但長木しな縄  
不入

一 神主神父神母若子衆ニ差物貸候ためも同前也

一 柱行器之初穂錢百文

一 はなよね式升

一 のつとうせん百文

一 はなよね式升

一 初尾錢百四文

一 八花米八升 神楽通振舞あり

一 神楽錢百三十三尺花米一升  
神母所へ

十七のウ

一同精進下

一同初申御獅子入

十八のオ

一同御祭之注連切

一御神迎

十八のウ

一 さけ二具

一 何にても看廿

神主所へ

一 さけ一具

一 何にても看拾

一 次の日鈴の緒老筋但段帶也

神主所へ

萬之次第前年  
八月同前也

一 初穂錢拾参文

一 はなよね一升

一 塵置壺束

一 此ちり置余り紙被預り置入用次第二出ス

神主計振廻

一 同塵置壺束興ふきのしめ紙也

一 御祭より七日以前ニ飯島へ

一 酒老具羽鱗五連昆布式本

一 使の次第二人なり内老人肩袴差シテ

一 明後日早天ニ御神迎ニ可參候間用意

候て給仕ニ被申遣

一 御祭りより七日以前ニ新城中山へ楮取ニ使時

一 楮御迎

- 一 さげ壺具塩引一尺
- 一 羽鯡二連昆布仁本
- 一 曲桶マツ壺つひしゃく壺本
- 一 使式人内一人は肩袴着て

- 一 朝二榎迎錫子壺對使之者 肩袴着

神主所へ

一 御濱出

- 一 其後酒錫子壺對赤飯少
  - 一 同下之者注切大方式拾帖初尾十三文
  - 一 花米一升酒錫子一對昆布二本盃二ツ
- 神主神母同所
- 神主計

十九のオ

- 一 内にて船内にて長床にて振舞あり
- 一 榎の初穂錢百三十三方花米一升
- 一 神楽錢百三十三文
- 一 はなよね一升

神主所へ

- 一 白木綿一反四ツ折

- 一 練式反上下富尾とも二

同所へ

- 一 右練長さ一反二付御眼二丈五尺糸目四十五匁也

一 次日物裁

- 一 白綿三反二折練一反但練長サ糸目右同前
- 一 花米一升烏賊二枚昆布二本
- 一 羽鯡二連酒錫子一對
- 一 長床にて神官ニ振舞あり

神母所へ

十九のウ

- 一 長床ニテ入用

- 一 あつかミ四百枚
- 一 ちりをき三束
- 一 砂茶碗一つ
- 一 さげ壺具
- 一 昆布式本
- 一 胡爪積式本

神母所へ

- 一 銀五匁但之ハ若子衆夕食跡の直之分代

二〇のオ

- 一 御迎ニ出る酒肴あり
- 一 幣串大小百五十本程入
- 一 御幣木式本

- 一 御指鉢入

- 一 酒錫子壺對昆布二本盃二ツ
- 一 塵置三束此外ニ四五帖入る事もあり
- 一 棗へき二枚ニ七ツ
- 一 振舞同手懸の餅夕長もあり
- 一 のつとう錢百文
- 一 はなよね仁升
- 一 初尾錢百四文
- 一 八花米八升
- 一 神楽錢七百文
- 一 はなよね五升

神主所へ

二〇のウ

- 一 御幣串拾五本厚紙七拾五枚塵置五帖

一 御物盛

- 一 酒錫子壺對盃二つ高注連の前ニ
- 一 四寸四方柱式本同柱卷着物二つ
- 一 高盛の長持二棹絵書テにか竹拾本程
- 一 長木二本し繩糸繩すりぬかも入
- 一 さんぼん二膳大折二合きそくとんほう百計宛
- 一 小折ニ合山の芋若目盛薄置
- 一 躑躅つほね真香食あつ小羽八枚
- 一 竹釘大小百本程
- 一 白木綿四反茜木綿一反  
内白木綿三反牛の御子過にて  
神主方渡申候
- 一 抱行着 扇子入事あり  
同一反茜一反神母所へ
- 一 振舞 同手懸の餅麦麵有

二 一の才

- 一 木ひさけ二つ但新入
- 一 長床にて夕食之直しの代銀拾匁
- 一 神楽錢百三十三文
- 一 はなよね一升
- 一 次日宮をり酒壺具

神主所へ

一 御祭之朝

- 一 銀子式匁
- 一 酒壺具

下之者之方  
但草履持来り候時

二 一のウ  
一同御祭礼

- 一 御こし御迎ニ棒食籠ニ酒肴（取肴）
- 一 社人若子衆へ貸物其外入用次第前年

八月祭礼同前也但踏枝八月祭ニ渡候ヲ  
社人若子之手前ニ留置是を用

一 御旅所

- 一 のつと錢百文
- 一 棒食籠酒肴あり
- 一 折壺合遣残積直して
- 一 酒壺具添て
- 一 神楽錢百三十三文花米一升

神主所へ

神母所へ

二 一の才

- 一同
- 一 さけ壺具
- 一 たかもりの長持壺棹
- 一 さけ壺具昆布着
- 御城へ指上申候但し前方ニ御下代衆迄案内申候

松太夫所へ

一 牛之御子帰遊

- 一 銀十八兩五分神楽錢の代
- 一 はなよね四升
- 一 白木綿曲随二つ
- 此内一つハ神主方へ渡可申一つハ神母所へ
- 一 銀四兩五分神楽錢之代
- 一 はなよね一升

神主所へ

神母所へ

二 一のウ

- 一 内にて船中にて長床にて振舞あり
- 一 竹半笛の初穂錢三百三十三文

一同菅脱

- 一 花米一升 菅も入
- 一 神楽銭百六十七文
- 一 はなよね五合

神主所へ

- 一 両社へわたんす納の初穂銭二百六十六文
- 一 はなよね二升
- 一 三千沙綾の帯巻筋但御祭の烏帽子之緒也

- 一 神楽銭百六十七文
- 一 はなよね五合

神母所へ

二三のオ

一次日精進下

- 一 酒二具何んでも看廿
- 一 酒壺具何んでも看拾

神主所へ  
神母所へ

- 一 銀十両精進小屋直しの代
- 一 舞臺の柱二本

一 同日

- 一 長木前後共ニ拾貳本但御旅所宮同内之注連共ニ
- 一 さし付五帖
- 一 わり蕙巻束

神主所へ

- 一 すへ桶一つ但し三斗入
- 一 曲桶壺ツひやく一本
- 一 曲提三つへき廿枚かきかけ壺つ

二三のウ

一次日為礼

- 一 さけ壺具宛

神主  
神母

同前

一同

- 一 さし付五帖
- 一 まけ桶壺つ
- 一 手水鉢壺つ
- 一 まけ提壺つ
- 一 火はし壺膳

神母所へ

二四のオ

一 御祭礼之御頭渡酒壺具取看にて社参

仕其以後神官之方へ従当馬神一礼之時

先達在之同神主神母禮儀有此時

も先達在之但本馬神之持参無之候

并従当馬神内儀も神主神母所へ礼

儀在其刻本馬神従内儀酒錫子壺

對持参にて先達有之其外入用之事

二四のウ

一 四日廿八日注連切

一 塵置壺帖厚紙拾貳枚是ハ内にての用也

- 一 初尾拾三文
- 一 花米一升

神主神母同前

毎月廿八日の注切り以後も同前也

一 五月朔月社参

一 初尾銭七文花米五合

神主所へ

一 長床にてとり看にて酒あり

一 初尾銭七文花米五合

神母所へ

一 塵置壺帖初尾銭拾参文

神主所へ

一 はなよね壺升

二五のオ

一 神楽銭六拾七文  
一 はなよね五合

同所へ

一 神楽銭六拾七文  
一 はな米五合

神母所へ

一同四日夜籠

一 両社へ宵朔粽八把  
一 同社人若人衆へも壺把宛引

一 夕長引酒有同朔取肴にて酒あり

二五のウ

一 御楽銭百三十三文

神母所へ

一 はな米壺升

一 初尾銭五拾弐文

一 花米四升

一同五日高注連立

一 祝言銭百文

一 花米弐升

一 柱ほかい銭百文

神主所へ

一 はなよね二升

一 初穂銭五拾弐文

一 花よね四升

二六のオ

一次日精進下

一 さけ式具

一 何にても肴廿

一 さけ壺具

一 さかな拾

同所へ

神母所へ

一 六月朔月社参

一 両社へ氷餅四枚社人若子衆へも少宛引  
一 長床にて取肴にて酒あり  
一 初穂銭拾参文花米一升  
一 毎月朔日参之初尾花米酒とも二以後も同前也

同所へ

一 七月拾日盆礼

一 詰之茶百目宛  
一 酒錫子壺對宛

神主神母同前

二六のウ

一 砂茶碗ニ仏供酒錫子壺對

一 漆へき二枚二七つ

一 厚紙五枚塵置壺束

一 麻糸五結扇子弐本

一 初穂銭二百文

一 花米二升但折敷弐枚ニ

一 社人神母若子衆当馬神夫婦共ニ振舞有

神主所へ

一同八日注連切

一初穂錢拾三文  
一はなよね壺升

神主計

霜月神楽のしめ切来年四月御祭のしめ切是同し

二七のオ

一塵置壺帖但下の者之注連切也

一同十三日同前

一初尾錢十三文花米一升

同

来年四月御祭の注切しめ切是同前也

一同十四日夜籠

一神楽錢百三十三文花米一升  
一夕長引酒肴有取肴酒有

神母所へ

一次日御祭御休

一御輿御迎之時酒取肴持参在之  
一御楽錢百三十三文花米一升

同所へ

一祝言錢百文  
一はな米二升

神主所へ

一御休にて酒小串の肴あり

二七のウ

一さけ式具

一何にても肴廿

神主所へ

一さけ壺具

一さかな十

神母所へ

一さけ壺具

一何にても肴拾

同所へ

一九月九日精進下

一さけ式具  
一さかな式拾

神主所へ

一霜月神楽朝

一酒錫子壺對宛  
一赤飯

神主神母同前

三八のオ

一神楽錢百三十三文

一同夜籠

一はなよね壺升

神母所へ

一夕長引酒有朔取肴にて酒あり

一初尾錢百四文

一八花米八升

一次日神楽

一銀三兩

同所へ

一まけ桶ニ酒壺つひしやく壺ほん

一塩引壺尺まな板壺枚

二八のウ

一棚板壺枚ふち高足付にて式膳菓子入テ

一御幣紙塵置式束御幣木式本

一釜読之御初穂六拾六文

一神楽羽立の初尾錢百三十三文

一花米一升 こ座式枚

一祝儀錢百文花米二升

一酒曲桶ニ壺つひやくし壺本

一花米五升神楽錢銀九匁

神主所へ

二九のオ

- 一 塩引耆尺まな板耆枚
- 一 神送りの初尾銭百三十三文

一 しめ縄しとき七つ

一 蠟燭手燭二立

一 酒錫子耆對包昆布式本

一 赤飯式膳棚へ

一 酒錫子耆對昆布式本

一 赤飯式膳 此赤飯座中へ引時人数程へき成も小折敷成とも入

一 酒錫子耆對昆布式本

一 ほう丁式枚まなはし式膳刀四腰

一 酒錫子耆對 片ニハ酒 片ニハ水 昆布仁本盃四つ

一 振舞あり

二九のウ

一 さけ式具

一 鱈二つ

一 さけ耆具

一 たら一つ

一 極月拾三月初市礼

- 一 詰茶百目宛
- 一 酒錫子耆對宛

神主神母同前

一同廿七日歳暮

- 一 酒耆具宛
- 一 鱈耆つ宛

同

三〇のオ

一同晦日夜籠

一 兩社へ宵朔越餅八枚包昆布松<sup>サト</sup>粒入

一 社人若子衆へ宵朝餅五つ宛引取肴酒有

一 祝言銭百文

一 花米仁升

一 神楽銭百三十三文

一 花米耆升

一 初尾銭百文

一 八花米升

一 酒耆具鱈式ツ宛

一 昆布仁本羽<sup>サト</sup>鱈二連

神主神母同所

三〇のウ

一同二日為礼

一 兩社宵朔ニ越餅八枚昆布松<sup>サト</sup>粒も入

一 社人若子衆へ宵朔ニも餅五つ宛引取肴酒

一 牛王之御前越餅二枚小餅拾但宵計

一 神楽銭百三十三文花米一升

神母所へ

一同四日精進下

- 一 酒耆具鱈一つ
- 一 酒式具鱈仁つ

同所へ  
神主所へ

一 さけ耆具宛

一 詰茶百目宛

一 昆布仁ほん宛

神主神母同前  
但内儀より為礼持参也

一 羽鱗二連宛

三二のオ

一 二月廿九日

一 草餅三十宛  
一 酒錫子壺對宛

神主神母同前

一 のつと錢百文  
一 花よね二升  
一 柱行器初尾百文  
一 花米二升

神主所へ

一 三月朔日高注連替

一 神楽錢百三十三文  
一 はな米一升  
一 初尾錢百文  
一 花米八升

神母所へ

三一のウ

一 同日夜籠

一 両社宵朔草餅四枚  
一 社人若子衆へ宵朔餅五つ宛引取肴酒有

一 神楽錢百三十三文  
一 はなよね一升

神母所へ

一 同日精進下

一 酒仁具何んでも肴廿  
一 酒壺具さかな拾

神主所へ  
神母所へ

三二のオ

一 四月朔日注連替

一 祝言錢百文  
一 花米二升  
一 柱行器初尾錢百文  
一 はなよね二升  
一 神楽錢百三十三文  
一 はな米壺升  
一 初尾錢百四文  
一 八花米八升

神主所へ

一 次日精進下

一 酒式具何んでも肴廿  
一 酒壺具さかな十

神主所へ  
神母所へ

三二のウ

一 同初申御獅子入

一 砂茶碗ニ仏供酒錫子壺對 但内にも入用也  
一 漆へき二枚ニ七つ 右同  
一 厚紙五枚塵置壺帖 右同  
一 麻糸五結扇子二本 右同  
一 初穂錢二百文花米二升 但折敷二枚ニ

神主所へ

一 同御濱出

一 柳の初穂錢百三十三文  
一 花米壺升  
一 船中にも長床にも酒肴有  
一 神楽錢百三十三文  
一 はなよね壺升

同所へ

神母所へ

三三のオ

一同御當積

一 御宮にて小家を懸申事

一 御茶詰御茶肴

一 折壺合御酒御肴あり

一 祝言錢百文

一 花米二升

一 神楽錢五百文

一 花米五升

神主所へ

一同御指鉢入

御指鉢御迎ニ酒取肴持参在之

一 神楽錢仁百文

一 初尾錢百四文

一 八花米八升

神母所へ

三三のウ

一 神楽錢百三十三文

一 花米一升

一 夕長引酒有朔取肴にて酒有

神母所へ

一同夜籠

一 御輿御迎ニ酒取肴持参在之

一 のつとう錢百文

一 花米二升

神主所へ

一同祭礼

一 神楽錢百三十三文

右同

一 はなよね一升

神母所へ

三四のオ

一 御旅所にて酒小串之肴有之

一 さげ式具

一 何にても肴廿

神主所へ

一次日精進下

一 さげ式具

一 さかな拾

神母所へ

右八本馬神分

三四のウ(白紙)

三五のオ

一 四月廿八日注連切

一 初尾錢拾参分

神主神母所へ

同前

一 五月朔日社参

一 初尾錢拾参文

神母所へ

一 花米壹升

一 取肴にて酒有

三五のウ

一同二日注連切

一 初尾錢拾参文

一 はなよね壹升

神主計

一 兩社へ宵朔ニ粽八把

一 社人若子衆へ五つ宛引

一 同四日夜籠

一 神楽銭百三十三文

一 花よね巻升

一 夕長引酒有朔取肴にて酒あり

神母所へ

三七のオ

定

三六のオ

一 柱行器初尾銭百文

一 花米仁升

一 祝言銭百文

一 花米仁升

神主所へ

一直し代銀四百七拾目

- 一 三月祭礼
- 一 四月物盛
- 一 五月祭礼
- 一 九月籠り
- 一 極月古らし

一 同五日高注連立

一 神楽銭百三十三文

一 はなよね巻升

一 初尾銭百四文

一 八花米八升

神母所へ

三七のウ

一 両度御祭礼之時慥成者五人下知仕

御輿之御供致候衆行儀不罪様ニ尤

往還共ニ前後仕置可被申事

一 毎月朔日参社人衆下向之跡ニ神母若子

衆残居にて称酒無用之事并籠り

同前也

神主所へ

一 同御注連引

一 初尾銭仁百文花米仁升

一 かふり巻筋

三六のウ

一 さけ二具

一 何にても肴廿

一 さけ巻具

一 さかな拾

神主所へ

神母所へ

三八のオ

一 籠りノ社人衆寝酒無用并うり敷貳

拾枚枕式拾之外無用之事

一 神母若子社参下向ニ頭屋より馬并そり

右ハ古馬神分

右之初尾銭巻貫文ニ付銀八匁宛ニ従先年定置候

かし申間敷事

一 御祭礼当り候時宮へ社人之迎馬拾足

之外無用之事

一 兩度御祭礼ニ神主社人貳拾人之外無用事

一 社人若子衆着物頭人より出申候を善悪

有間敷事

三八のウ

一 兩度御祭礼之時神母若子五人之外無用之事

一 兩度御祭礼之時社人衆頭屋にても宮にても

さかやきすらせかみ結せ申間敷年

一 兩社御祭禮之時九ツ時ニ御輿之御迎ニ早々

出申様に但御奉行衆御見物ニ御出候ハム

前後左右次第ニ可在之事

一 御輿御迎ニまかりいて候時頭屋にてあと

さけ無用之事

三九のオ

一 毎年七月拾日初市之御獅子舞棚押懸

御初尾よくりう仕ましき事

一 兩度御祭ニ御輿御幸之時前後見合御供

申并御還御時鳥居之前より儀式を揃

御供可申事

右之條々相背申間敷候依如件

寛永十九 壬午年

八月吉日究之

以上

おわりに

本翻刻の掲載許可を与えてくれた県立秋田図書館に、深甚なる謝意を表するとともに、翻字協力いただいた県立博物館歴史担当の金森正也・池田憲和両氏に対し感謝申し上げます。